

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続（拡大型）の公示（説明書併用）

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年2月8日

支出負担行為担当官

稚内開発建設部長 山梨 高裕

1 業務概要

- (1) 業務名 稚内開発建設部管内 協働型道路管理計画検討業務
(電子入札対象案件・電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 別表（A）のとおり
- (3) 成果品 別表（B）のとおり
- (4) 履行期間 別表（C）のとおり
- (5) 主たる部分 「別表」（D）のとおり
- (6) 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2 入札等の方式及び手続等

- (1) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。
- (2) 本業務は、電子入札システムの対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、「紙入札方式参加承諾願」を発注者に提出し承諾を得た場合には、紙入札方式に代えることができる。
- (3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。
 - ① 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願（別添様式）を提出しなければならない。
 - ② 紙契約方式による場合には、別添契約書案により、契約書を作成する。
- (4) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (5) 担当部局 別表（E）のとおり
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出先及び受領期限
提出先は前記(5)、提出期間は別表（F）のとおり。

3 公示の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、紙により担当部局へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール等のいずれの方法でも可とする（電子メールの場合には着信を確認すること。）。

受付期間 別表（G）のとおり（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで。）

- (2) 電子入札システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。また、紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。
- (3) 質問に対する回答は、原則として、質問の受領期間の最終日から3日以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電子メール等で行う。

4 参加表明書及び技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

ア 電子入札システムによる提出

提出期限までに参加表明書及び技術提案書を1つのファイルにまとめて提出すること。なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10MBを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出（電子入札システムとの分割提出は認めない。）すること。

イ 紙による提出

紙による提出は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

また、持参、郵送又は託送による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書について、「郵送する旨の表示」「郵送する書類の目録」「郵送する書類のページ数」「発送年月日」を記載した書面を送信すること。

(2) ファイル形式等

ア 提出様式及び様式に添付する資料等は、次のいずれかの形式で作成すること。

なお、参加表明書、添付資料等及び技術提案書の送信容量は10MB以内とする。

また、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないこと。

- ・ 一太郎（使用のバージョンに関わらずPro4形式以下での保存。）
- ・ Microsoft Word（使用のバージョンに関わらず2016形式以下での保存。）
- ・ Microsoft Excel（使用のバージョンに関わらず2016形式以下での保存。）
- ・ PDF形式

イ 圧縮方法

圧縮を行う場合は、LZH形式又はZIP形式のいずれかの形式で作成すること。ただし、自己解凍方式は指定しないこと。

ウ ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウイルスチェックを行うこと。なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）等による再提出とする。

エ プリントアウト時に規定の枚数以内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書等のプリントアウトは白黒印刷で行う。

5 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たすすべての者を選定する。選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知し、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定（業種区分は別表（H）のとおり。）を受けていること。なお、決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することはできるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

ウ 参加表明書の提出期限の日から特定通知の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

キ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

ク 北海道内に営業拠点として本店、支店又は営業所を有する者であること。

(2) 資本及び人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法

施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の選定・特定手続等に適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

ア 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

イ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

ア 参加表明書を提出する者は、以下に示す同種又は類似業務について、平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有さなければならない。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

同種業務 別表（I）のとおり

類似業務 別表（J）のとおり

イ 実績としてあげた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道

開発局委託業務成績評定要領」(平成7年4月3日付け北開局工第2号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ 令和3年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合は、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の同じ業種区分(別表(H))の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、上記機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

エ 同種又は類似の業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

6 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

ア 別表(K)に示すいずれかの資格を有すること。

イ 外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

ア 平成25年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時(完了検査時点)に従事していない管理技術者は実績として認めない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

- ・同種業務 別表(I)のとおり
- ・類似業務 別表(J)のとおり

イ 過去に同種又は類似業務をマネジメントした実務経験を有する者。マネジメントした実務経験とは、例えば、次のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- (ア) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者
- (イ) 北海道開発局土木設計業務等調査規程(H17.7.11付け北開局工管第46-1号)第3条に該当する総括調査員、主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員又は主任調査員。

(ウ) 事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類似業務の指導経験があると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者。

ウ 令和元年度から令和4年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の同じ業種区分の業務成績平均点が60点以上であること。ただし、上記の機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

令和6年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。

令和6年4月1日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局見積心得」第6条第1項第10号の規定により、見積に関する条件に違反した見積として、その見積を無効とする。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件（令和6年4月1日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅延なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は、当該業務の業務成績に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- (ア) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (イ) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (ウ) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- (エ) 手持ち業務量が当該業務の公示又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式1から様式6、A4判）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内容に関する留意事項
業務の実施体制	・業務の分担について記載すること。（業務分担を行わない場合には記載する必要はない。） ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載すること。 ・担当技術者は、実施する各分担業務ごとの代表技術者を含め最大3名まで記載する。 ・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・記載様式は様式5とする。
企業の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した同種又は類似業務等の実績について記載すること。 ・同種又は類似業務を記載する場合は、平成25年度以降、公示日までに完了した業務とする。 ・記載する件数は1件とする。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。 ・記載様式は様式2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載すること。ただし、業務実績が2業務にわたる場合は業務毎に各1枚とする。
予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載すること。 ・同種又は類似業務の実績を記載する場合は平成25年度以降、公示日までに完了した業務とする。 ・記載する件数は1件〔最大1件〕とする。 ・手持ち業務は令和6年4月1日現在、北海道開発局以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載する。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とするので、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載すること。 履行期限が令和6年3月31日以前となっているものは含まない。複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載する。なお、設計共同企業体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

	・管理技術者として従事し、令和元年度から令和4年度末までに完了した北海道開発局発注業務のうち、当該業務と同じ事業部門（道路部門）の優秀技術者表彰（令和2年度～令和5年度に行われた表彰。）の経歴がある場合は記載すること。 ・記載様式は様式3とする。
予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務等の実績について記載すること。 ・同種又は類似業務の実績を記載する場合は平成25年度以降、公示日までに完了した業務とする。 ・記載する件数は1件〔最大1件〕とする。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載すること。ただし、業務実績が2業務にわたる場合は業務毎に各1枚とする。

(3) 契約書の写し

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

8 選定又は非選定の通知

- (1) 技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システム（紙入札方式の場合は書面）により通知する。選定通知の日は、別表（L）のとおり。
- (2) 選定通知書を受理した時は、登録期限（選定通知書を受理後、5日（休日を含まない。）以内）までに技術提案書提出報告書（様式12）を電子入札システムにおける技術提案書として提出すること。
- (3) 技術提案書の提出者として認められなかった者に対しては、認められなかった旨とその理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非選定通知書）により通知する。
- (4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより、非選定通知者に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (6) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。
 - ア 受付場所 「別表」Eのとおり
 - イ 受付時間 休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公示に記載されたこと以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式7～様式10、A4版）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズについて、本文は10ポイント以上、図表は6ポイント以上、余白については上20mm以上、下20mm以上、左20mm以上、右20mm以上とし、これが守られていない場合には評価しない場合がある。

送信された技術提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フローチャート及び工程計画について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式8とし、A4判1枚に記載すること。
評価テーマに対する技術提案	・別表（N）に示す評価テーマに対する取組み方法を具体的に記載すること。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式9とし、1テーマにつきA4判1枚に記載すること。
参考見積	・本業務に係る参考見積（総価）を提出すること。 ・参考見積は、提示した参考業務規模を上回った場合、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。なお、積算の参考とするため、各代価の内訳や使用単価の記載のある見積の内訳詳細の提出を特定者に依頼する場合がある。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載すること。
その他	・説明書に対する意見、仕様書（案）等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載すること。 ・記載様式は様式10とし、A4判1枚以内に記載すること。

(4) 業務量の目安 別表（M）のとおり

(5) 本業務において技術提案を求めるテーマ 別表（N）のとおり

(6) 既存資料の閲覧

ア 資料名 別表（O）のとおり

イ 閲覧方法及び期間 別表（P）のとおり

1 0 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、「別表 2」のとおりである。
- (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システム（紙入札方式による場合は書面）により通知する。特定通知日は別表（Q）のとおり。

1 1 ヒアリング 別表（R）のとおり

1 2 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非特定通知書）をもって通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより非特定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）によること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所 別表（E）のとおり
 - イ 受付時間 休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

1 3 再苦情申し立て

- (1) 8(4)の非選定理由の説明若しくは12(2)の非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由若しくは非特定理由の説明に係わる書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により、稚内開発建設部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情申し立てについては稚内開発建設部入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての書面の受付窓口、受付時間及び書類等の入手先は次のとおりである。
 - ア 受付窓口 別表（E）のとおり
 - イ 受付時間 休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ウ 入手先 別表（E）のとおり

1 4 契約書作成の可否等 要

なお、別添契約書案第4条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 第4条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、契約金債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、第4条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

1 5 支払条件 別表（S）のとおり

1 6 その他の留意事項

- (1) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
なお、「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が上記5(2)のいずれかに該当する者をいう。
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 提出された資料は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した者は電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提

案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

- (10) 電子入札システムは休日を除く毎日、8時30分から18時00分まで稼働している。

また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp>

- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

システム操作・接続確認等の問い合わせ先

ア 国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話03-3798-9476

イ 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

なお、ＩＣカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、北海道開発局稚内開発建設部契約課入札スタッフ 電話0155-67-4181へ連絡すること。

- (12) 応募者が電子入札システムで書類を送信した場合は、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ 参加表明書受付票

ウ 選定通知書

エ 非選定通知書

オ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

カ 技術提案書受付票

キ 特定通知書

ク 非特定通知書

ケ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

コ 辞退届受付票

サ 日時変更通知書

シ 取止め通知書

- (13) 第１回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行する。再度見積の日時については、発注者から再見積通知書を送信するので、速やかに確認すること。

- (14) 本業務にかかる見積決定は、令和６年４月１７日とするが、当該業務にかかる令和６年度予算成立が４月１８日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫

定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

別表

公示日
業務名

令和6年2月8日
稚内開発建設部管内 協働型道路管理計画検討業務

記号	項 目	内 容
(A)	業務内容	本業務は、道路利用者、有識者、地域住民等からの意見を基に地域や路線の特性、資源、課題を抽出し、地域と協働し実情に即した効率的・効果的な道路維持管理及び地域振興施策等を検討するとともに、みち学習に関する取組検討を行う。 ・一般国道40号「協働型道路マネジメント」の推進に向けた対応方針の検討 N=1式 ・道路を通じた地域づくり学習に関する取組検討 N=1式
(B)	成果品	電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部(正・副)
(C)	履行期間	令和6年4月18日 から 令和7年2月28日
(D)	主たる部分	本業務における「主たる部分」は、設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。
(E)	担当部局	〒097-8527 北海道稚内市末広5丁目6番1号 北海道開発局稚内開発建設部契約課上席契約専門官 電話 :0162-33-1067(ダイヤルイン) 電子メール:hkd-wk-nyusatsu@mlit.go.jp
(F)	参加表明書及び技術提案書の受領期限	令和6年2月28日(水) 11時00分まで
(G)	公示の内容についての質問の受付期間	令和6年2月8日(木) から 令和6年2月19日(月)
(H)	業種区分	土木関係コンサルタント
(I)	同種業務	高規格道路(旧:高規格幹線道路を含む)又は一般広域道路(主要道道を除く全ての直轄国道を含む)における地域協働に関する業務
(J)	類似業務	高規格道路(旧:高規格幹線道路を含む)又は一般広域道路(主要道道を除く全ての直轄国道を含む)における地域協働又は地域づくりに関する業務
(K)	配置予定管理技術者の資格に関する要件	・技術士(総合技術監理部門ー建設ー道路) ・技術士(建設部門ー道路) ・R C C M(道路部門) ・土木学会認定土木技術者【上級(コースA又はB)、1級(コースA又はB)】交通 ・交通工学会認定TOE ・交通工学会認定TOP
(L)	選定通知日	令和6年3月8日(金)を予定
(M)	業務量の目安	本業務の参考業務規模は、16百万円以内(諸経費、電子成果品作成費、打ち合わせに要する人件費、旅費並びに消費税を含む。)を想定している。
(N)	技術提案を求めるテーマ	地域特性を踏まえ、推進プランの検証をする上での留意点について

(O)	既存資料の資料名	・令和4年度 稚内開発建設部管内 協働型道路管理計画検討業務
(P)	閲覧方法	閲覧を希望する者は、下記条件に同意の上、電子メールにより「申込書兼誓約書」を送付し申込みを行うものとする。 閲覧受付：稚内開発建設部契約課入札・契約スタッフ (hkd-wk-keiyaku01@gxb.mlit.go.jp) 申込書兼誓約書様式掲載場所：北海道開発局ホームページ (https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000ndeq.html) ※電子（web）による閲覧の条件 ① 閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案書作成のために供されるものであり、目的以外での使用を禁ずるものとする。ただし、本業務の受注者となった場合に限り、発注者との協議により、複製データを継続して使用できる。 ② 閲覧資料の複製データは申請者のみが利用できるものとし、発注者の許可無く第三者へ提供することを禁ずるものとする。 ③ 閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案の提出者として選定されなかった場合、途中で辞退する場合、非特定者となった場合、無効となった場合又は特定後契約に至らなかった場合には速やかに復元不可能な形で破棄・消去すること。 ④ 本閲覧資料の内容に関する質問等は受け付けない。なお、閲覧資料の作成者への問合せも同様とする。
(Q)	特定通知日	令和6年3月21日（木）を予定
(R)	実施方針等に関するヒアリング	実施方針及び評価テーマに関するヒアリングを行う場合がある
(S)	支払条件	前払金 有り

別表 1

評価項目		評価の着目点				評価
		判断基準				
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある又は類似業務の実績がある。 ②上記以外は資格無し 記載する業務は1件までとし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 ＊海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により、認定された実績がある場合は、国内業務の実績と同様に「同種業務」又は「類似業務」の実績として評価対象とする。	① 資格有り ② 資格無し
	成績			過去2年間の業務成績	令和3年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の同じ業種区分「土木関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①80点以上、 ②77点以上80点未満 ③74点以上77点未満 ④71点以上74点未満 ⑤68点以上71点未満 ⑥65点以上68点未満 ⑦60点以上65点未満 ⑧60点未満 ⑨成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には資格有り。	①～⑦、 ⑨ 資格有り ⑧ 資格無し
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者は下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門-建設-道路） 技術士（建設部門-道路） RCCM（道路部門） 土木学会認定土木技術者【上級（コースA又はB）、1級（コースA又はB）】交通 交通工学会認定TOE 交通工学会認定TOP ②上記以外は資格無し。	① 資格有り ② 資格無し	
			業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	予定管理技術者の平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。ただし、照査技術者として従事した業務は実績としない。 ①同種業務の実績がある又は類似業務の実績がある。 ②上記以外は資格無し。 記載する業務は1件までとし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 ＊海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により、認定された実績がある場合は、国内業務の実績と同様に「同種業務」又は「類似業務」の実績として評価対象とする。	① 資格有り ② 資格無し
	成績	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	予定管理技術者の令和元年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の同じ業種区分「土木関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①80点以上	

				② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には資格有り。	①～⑦、 ⑨ 資格有り ⑧ 資格無し
	専任性	手持ち業務量	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	下記の項目に該当する場合は資格無し。 手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上（手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務を指す）。 なお、令和6年4月1日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。	該当する場合は資格無し
業務実施体制		業務実施体制の妥当性		下記のいずれか項目に該当する場合には資格無し。 ・主たる部分が再委託予定となっている場合 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	該当する場合は資格無し

別表 2

評価項目	評価の着目点				評価
	判断基準				ウェイト
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	予定管理技術者は下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門-建設-道路） 技術士（建設部門-道路） ②国土交通省登録技術者 RCCM（道路部門） 土木学会認定土木技術者【上級（コースA又はB）、1級（コースA又はB）】交通 交通工学研究会認定TOE ③交通工学研究会認定TOP ④上記以外は特定しない。	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 特定しない
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	予定管理技術者の平成25年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は実績としない。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外は特定しない。 記載する業務は1件までとし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 *海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により、認定された実績がある場合は、国内業務の実績と同様に「同種業務」又は「類似業務」の実績として評価対象とする。	① 4 ② 2 ③ 特定しない
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の稚内開発建設部管内、周辺での業務実績の有無	予定管理技術者の平成25年度以降公示日までに完了した稚内開発建設部管内・周辺での業務実績の有無について、下記の順位で評価する。 ①稚内開発建設部管内での業務実績あり。 ②北海道内での業務実績あり。 ③上記以外は加点しない。	① 2 ② 1 ③ 加点しない

成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に管理技術者として従事した同じ業務区分の業務成績	予定管理技術者の令和元年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の同じ業種区分「土木関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②77点以上80点未満 ③74点以上77点未満 ④71点以上74点未満 ⑤68点以上71点未満 ⑥65点以上68点未満 ⑦60点以上65点未満 ⑧60点未満 ⑨成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。	①12 ②10 ③8 ④6 ⑤4 ⑥2 ⑦0 ⑧特定しない ⑨加点しない
			過去4年間の技術者表彰の有無	予定管理技術者の令和元年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の同じ事業部門（道路部門）の優秀技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績あり。（令和2年度～令和5年度の表彰） ②部長表彰の実績あり。（令和2年度～令和5年度の表彰） ③上記以外は加点しない。 ＊海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により、表彰された海外実績は、北海道開発局の優良業務表彰等と同様に評価する。「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。	①3 ②1.5 ③0
			小計		25

評価項目			評 価 の 着 目 点	評価
			判 断 基 準	ウエイト
実施方針・業務フロー・工程計画・その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順		業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他			業務に関する知識、有益な代替案及び重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	30
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	実現性		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
参考見積	業務コストの妥当性		入札説明書で提示する業務規模を上回った場合、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	—
小計				75
合計				100